

県有財産（土地）貸付

一般競争入札 入札説明書

物件１：福井市城東四丁目１４０９番

物件２：福井市城東四丁目１４０１番１

入札日：令和７年７月８日（火）

「一般競争入札 入札説明書」をご覧ください、内容を了解の上で、入札にご参加ください。

福井県総務部財産活用課

福井市大手３丁目１７番１号

TEL ０７７６－２０－０２５１（直通）

Fax ０７７６－２０－０６２８

<https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/zaisankastuyou/kenyuchikashituker2-3.html>



目 次

県有財産（土地）貸付一般競争入札実施要領	…	P 1
県有財産（土地）貸付一般競争入札公告（写）	…	P 10
入札心得書	…	P 12
県有財産（土地）貸付契約書（案）	…	P 15
物件の詳細（物件 1、物件 2）	…	P 20
入札物件案内図等	…	P 21

入札参加者のための様式集（P 22～）

- ・一般競争入札参加申込書
- ・役員名簿
- ・資格誓約書
- ・入札書
- ・委任状

県有財産（土地）貸付 一般競争入札実施要領

下記の県有財産（土地）の有効活用を図るため、一般競争入札により借受者を募集しますので、参加される方は実施要領をよく読み、次の各事項をご承知の上、入札に参加してください。

記

1 入札物件

(1) 対象物件

物件番号	所在地	地目	地積（㎡）
1	福井市城東四丁目1409番	宅地	710.86
2	福井市城東四丁目1401番1	宅地	1,949.38

(2) 貸付期間

令和7年8月1日から令和8年3月31日（8カ月間）

※貸付期間の更新はありません。

令和8年4月以降、貸付する場合は、再度入札を実施します。

(3) 契約金額（貸付料）

入札により決定した金額

2 貸付条件

(1) 貸付方法

- ・民法第601条に基づく土地の賃貸借契約とします。（借地借家法の規定の適用はありません。）

(2) 貸付物件の用途

- ・資材置場や平面駐車場等、平面的かつ一時的な利用を原則とします。
- ・貸付物件上に建物を設置することはできません。ただし、基礎のないプレハブ等、撤去を前提とした仮設であれば、設置を認める場合があります。

(3) 転貸等の禁止

- ・借受者は、貸付物件を第三者に転貸することはできません。ただし、県が事前に承認した場合は、この限りではありません。

(4) 維持管理等

- ・借受者は、貸付物件の清掃、除雪、除草等、適切な管理を行うこととします。
- ・貸付物件において発生する事故やトラブル等については、借受者の責任において対応し、解決することとします。
- ・貸付物件の維持管理に要する費用は、すべて借受者の負担とします。

(5) 原状回復

- ・契約期間満了または契約が解除された場合は、速やかに原状回復し、貸付物件を返還してください。ただし、県が原状回復の義務を免除した場合は、この限りではありません。

- ・貸付物件の返還に伴って発生する費用および立退料等その他一切の費用を県に請求することはできません。

(6) その他

- ・貸付物件の地下埋設物、地盤、土壌汚染調査および電波障害調査は行っていません。
- ・貸付物件は、現状有姿での貸付となります。
- ・現地説明会は行いませんので、入札者は必ず自己責任において現地および諸規制についての調査確認を行ってください。
- ・その他の条件については、別添の県有財産（土地）貸付契約書（案）のとおりです。

3 入札参加資格要件

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 政令第167条の4第2項の規定に該当しない者（同項各号のいずれかに該当した者であって、その事実があった後2年を経過した者を含む。）であること。
- (3) 福井県のすべての県税ならびに消費税および地方消費税において未納のない者であること。
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てまたは破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産開始手続の申立てが行われている者でないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団、指定暴力団等、暴力団員でないこと。また、これら暴力団、指定暴力団等、暴力団員と密接な関係を有していないこと。
- (6) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に基づく処分の対象となっている団体およびその構成員でないこと。

《参考 地方自治法施行令抜粋》

（一般競争入札の参加者の資格）

第167条の4 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- (1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
 - (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者
- 2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人または入札代理人として使用する者についても、また同様とする。
- (1) 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、または物件の品質もしくは数量に関して不正の行為をしたとき。
 - (2) 競争入札またはせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたときまたは公正な価格の成立を害し、もしくは不正の利益を得るために連合したとき。
 - (3) 落札者が契約を締結することまたは契約者が契約を履行することを妨げたとき。
 - (4) 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督または検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
 - (5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
 - (6) 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行ったとき。
 - (7) この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結または契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

4 入札説明書等の配布

- (1) 入札説明書、入札に必要な書類の様式については、次の場所、日時に配布します。
- ・場所 福井県総務部財産活用課 財産グループ
(〒910-8580 福井市大手3丁目17-1 福井県庁 6階)
 - ・日時 令和7年6月26日(木)から7月4日(金)まで(土日・祝日等を除く開庁日)
の9時～12時、13時～17時
- (2) 入札説明書、入札に必要な書類の様式については、福井県ホームページからダウンロードも可能です。

5 入札参加申し込み

- (1) 申込期間
令和7年6月26日(木)から7月4日(金)まで(土日・祝日等を除く開庁日)の
9時～12時、13時～17時
- (2) 申込時の提出書類等
下記の通り

〔入札参加申込時に提出していただく書類〕

	提出書類	備 考
法人 の 場合	1 一般競争入札参加申込書 (※)	印鑑登録済みの印(会社印ではなく代表者印)を押印
	2 資格誓約書 (※)	
	3 印鑑登録証明書	3か月以内のもの
	4 法人登記簿謄本	3か月以内のもの
	5 役員名簿 (※)	法人登記簿謄本に記載の役員全員について記載
	6 委任状 (※)	代理人が入札に参加する場合必要 社員が代理で入札に参加する場合も委任状が必要
	7 入札参加者の本人確認書類 (運転免許証等)の写し	代理人が入札に参加する場合は代理人のもの
個人 の 場合	1 一般競争入札参加申込書 (※)	印鑑登録済みの印を押印
	2 資格誓約書 (※)	
	3 印鑑登録証明書	3か月以内のもの
	4 住民票	3か月以内のもの
	5 委任状 (※)	代理人が入札に参加する場合のみ必要
	6 入札参加者の本人確認書類 (運転免許証等)の写し	代理人が入札に参加する場合は代理人のもの

(※) 一般競争入札参加申込書、資格誓約書、役員名簿、委任状の様式および記入例は、「入札参加者のための様式集」にあります。

- (3) 申込場所
福井市大手3丁目17-1 福井県庁6階
福井県総務部財産活用課 財産グループ

(4) 提出方法

持参または郵送（簡易書留）による

※持参する場合は事前に来課日時を電話連絡してください。

（TEL番号 0776-20-0251）

※郵送の場合は、令和7年7月4日（金）17：00必着

6 入札保証金

- (1) 入札金額（令和7年8月1日から令和8年3月31日までの貸付料総額）の100分の5以上の入札保証金を入札当日の受付の際に、現金または銀行振出小切手で納付してください。
- (2) 1回目の入札で予定価格を超える入札がない場合は、直ちに再度入札を行います。再度入札においても、入札金額（令和7年8月1日から令和8年3月31日までの貸付料総額）の100分の5以上の入札保証金が納付されていない場合は、その入札は無効となりますので、入札保証金の納付の際にご注意ください。
- (3) 入札保証金は、落札者を除き、開札終了後に還付します。
落札者に対しては契約締結後に還付しますが、本人の申し出により、県有財産（土地）貸付契約書第7条に規定する契約保証金に充当することができます。
- (4) 入札保証金を納付した者は、入札保証金を納付した日からその還付を受ける日までの期間に対する利息の支払いを請求することはできません。
- (5) 次の場合には、入札保証金を免除します。該当する場合は、入札参加申込みの際に当該保険証書を提出してください。
保険会社との間に福井県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該保険証書を提供した場合
- (6) 入札保証金は、落札者が契約しないときは、県に帰属します。

7 入札および開札の日時および当日の持参品

(1) 入札日時および場所

物件 番号	入札日	入札時間 (受付時間)	開札場所 (受付場所)
1	令和7年7月8日（火）	午前10時00分 (午前9時30分～午前9時50分)	福井市大手3丁目17-1 福井県庁6階 入札室 (福井県庁6階 財産活用課)
2	令和7年7月8日（火）	午前10時30分 (午前10時00分～午前10時20分)	

(注) ・開札は、入札締切後ただちに行います。

- ・受付、入札保証金の納付等は、上記記載のとおり、各入札開始時間の30分前から福井県庁6階財産活用課で行いますので、10分前までに完了してください。
- ・入札開始時間に遅れますと入札に参加できませんのでご注意ください。

(2) 当日の持参品

	持参品	備 考
1	入札保証金	入札当日（入札前の受付時）、入札金額の100分の5以上の入札保証金が必要です。詳細については、P4に記載の「6 入札保証金」を参照してください。
2	入札書	入札者本人が入札に参加する場合は、 <u>一般競争入札参加申込書と同じ印を押印してください。</u> 代理人が入札に参加する場合は、 <u>委任状に押印した代理人の印を押印してください。</u> 様式および記入例は、「入札参加者のための様式集」にあります。
3	入札参加者の本人確認書類 (運転免許証等)	<u>原本を持参してください。</u> 入札参加申込時に提出していただく「本人確認書類の写し」と照合します。代理人が参加する場合は代理人のものがが必要です。
4	印鑑	入札書に押印する印鑑を持参してください。 <u>代理人が入札に参加する場合は、委任状に押印した代理人の印鑑を持参してください。</u> (委任者の印鑑不要)
5	筆記用具	黒のボールペンまたは万年筆

8 入札の方法

- (1) 入札参加希望者は、「5 入札参加申し込み」に記載の入札参加申込時に提出していただく書類を期限までに提出してください。
- (2) 入札当日は受付時に入札保証金を現金または銀行振出小切手で納付してください。※入札保証金の免除に該当する申込者は、入札保証金の納付は不要です。
- (3) 入札者が代理人であるときは、入札受付時に必ず委任状を提出してください。また、代理人は二人以上の代理はできません。
- (4) 入札には二人以上共同して参加することはできません。
- (5) 提出済の入札書は、その事由の如何を問わず引換、変更、または取り消すことはできません。
- (6) 入札参加者（代理人を含む）は、運転免許証等、本人であることを確認できるものを持参してください。
- (7) 郵便による入札は認めません。
- (8) 1回目の入札で予定価格を超える入札がない場合は、直ちに再度入札を行います。

9 入札書に記載する金額

- (1) 入札書には、入札者の住所、氏名（法人にあってはその名称および代表者氏名）を記入の上、押印してください。
- (2) 入札者は、貸付期間中（令和7年8月1日から令和8年3月31日）の貸付料総額を入札書の「2 入札金額」枠内に記載してください。

10 入札の無効

次の各号の一に該当する入札は無効とします。

- ①競争入札に参加する資格のない者または資格のなくなった者のした入札
- ②所定の入札保証金を納付していない者のした入札
- ③入札者またはその代理人がした二以上の入札
- ④二人以上の代理をした者のした入札
- ⑤入札者が連合した入札
- ⑥入札の際不正な行為をした者のした入札
- ⑦金額その他要点を確認することができない入札
- ⑧前各号に掲げるほか、関係法令等（県規則を含む。）入札条件に違反した入札

11 開札

- (1) 開札は、入札者立会いのうえ、入札終了後直ちに行います。
- (2) 入札者またはその代理人が開札場所に立ち会わない場合は、当該入札事務に関係のない県職員を立ち会わせて行います。

12 落札者の決定

- (1) 予定価格以上の金額であって最高金額の入札を行った者をもって落札者とします。
- (2) 落札者となる同価の入札者が二人以上あるときは、直ちにくじによって落札者を定めます。
- (3) 当該入札者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない県職員にくじを引かせるものとします。

13 落札者の取消し

次のいずれかに該当する場合は、落札者としての決定を取り消します。

- ①正当な理由なくして指定する期日までに貸付の手續に応じなかった場合
- ②落札者が入札参加資格を失った場合

14 貸付契約の締結

- (1) 契約金額（貸付料）は、入札書記載金額とします。
- (2) 落札者は福井県が定める期日までに契約書を作成し、契約を締結してください。
- (3) 契約の締結および履行による費用については、すべて落札者の負担とします。
- (4) 契約締結は入札者名義で行います。

15 契約保証金

- (1) 入札物件の契約金額（令和7年8月1日から令和8年3月31日までの貸付料総額）の100分の10以上の契約保証金を福井県が定める期日までに、福井県指定金融機関または福井県収納代理金融機関で納付してください。また、契約締結時に、その領収証書を提出して

ください。

(2) 契約保証金は、県有財産（土地）貸付契約期間終了後に還付します。

(3) 次の場合には、契約保証金を免除します。

保険会社との間に福井県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該保険証書を提出した場合

16 契約金額（貸付料）の納付

契約金額（貸付料）は、貸付契約締結後、福井県が発行する納入通知書により、契約書に定める方法によりお支払ください。

17 問い合わせ先

福井県総務部財産活用課 財産グループ

〒910-8580 福井市大手3丁目17-1

TEL : 0776-20-0251 FAX : 0776-20-0628

Email : zaikatsu@pref.fukui.lg.jp

(参考)

◎銀行振出小切手について

入札保証金、契約保証金は、現金のほか、銀行振出小切手でも支払うことができます。

1 銀行振出小切手で支払われる場合は、次の条件を備えている必要があります。

- (1) 手形交換所に加入している金融機関が振出人となっている自己宛小切手（通称：保証小切手）であること。
- (2) 金額は、過不足のない同額面であること。
- (3) 持参人払いであること。
- (4) 振出日から10日を越えないものであること。

(見本)

小 切 手		全国 ○○○ 0000-000	銀 行 渡 り
支払地 ○○市 株式会社 ◎◎銀行○○支店			
¥12,345,678※ 上記の金額をこの小切手と引き換えに 持参人 様へお支払い下さい。			
振出日 令和 年 月 日 振出地 ○○市 振出人 株式会社 ◎◎銀行○○支店 支店長 △△△△ 印			

一般競争入札のながれ

参加申込 令和7年7月4日（金）17時まで

- ① 一般競争入札参加申込書等の提出（提出書類はP3～P4を参照）



入札当日 令和7年7月8日（火）

- ② 受付（物件1…9:30～9:50 福井県庁6階 財産活用課）
（物件2…10:00～10:20 福井県庁6階 財産活用課）
- ・入札保証金の納付（入札金額の100分の5以上）
 - ・入札参加者の本人確認書類（原本）の確認

- ③ 入札（物件1…10:00 福井県庁6階 入札室）
（物件2…10:30 福井県庁6階 入札室）
- ・貸付期間の貸付料総額を記載

- ④ 開札（入札締切後ただちに）
- ・予定価格以上で最高のもを落札者とする
 - ・同価の入札者が二人以上ある場合はくじ引き

※落札者以外には入札保証金を入札終了後に還付



入札後1～2日

- ⑤ 落札通知
通知を受けた日から7日以内に契約



落札通知後7日以内

- ⑥ 契約
- ・契約保証金（契約金額の1割以上）の納入
- ※契約書に貼付する収入印紙は落札者負担
※入札保証金を契約保証金に充当することができる



貸付期間中

- ⑦ 貸付料の納付
- A 年度分一括納付の場合
- ・県の発行する納入通知書により納入期限までに納付
- B 分割納付の場合
- ・県の発行する納入通知書により毎月前月末日までに納付



貸付期間終了後

- ⑧ 契約保証金の返還
- ・契約保証金返還請求書の提出を受けて契約保証金を返還

県有財産（土地）貸付一般競争入札 公告

福井県が所有する土地の貸付契約に係る一般競争入札を実施するので、福井県財務規則（昭和39年福井県規則第11号）第148条の規定により、次のとおり公告する。

令和7年6月26日

福井県知事 杉本 達治

1 入札に付する事項

- (1) 入札を行う福井県所有土地（以下「入札物件」という。）の所在
物件1：福井市城東四丁目1409番
物件2：福井市城東四丁目1401番1
- (2) 貸付けに当たっての条件等
県有財産（土地）貸付一般競争入札 入札説明書（以下「入札説明書」という。）による。
- (3) 貸付期間
令和7年8月1日から令和8年3月31日まで

2 入札に参加する者に必要な資格

この入札に参加することができる者は、次に掲げる条件をすべて満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 政令第167条の4第2項の規定に該当しない者（同項各号のいずれかに該当した者であって、その事実があった後2年を経過した者を含む。）であること。
- (3) 福井県のすべての県税ならびに消費税および地方消費税において未納のない者であること。
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てまたは破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産開始手続の申立てが行われている者でないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団、指定暴力団等、暴力団員でないこと。また、これら暴力団、指定暴力団等、暴力団員と密接な関係を有していないこと。
- (6) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に基づく処分の対象となっている団体およびその構成員でないこと。

3 入札説明書等の交付

- (1) 入札説明書等の交付場所、契約条項を示す場所、契約に関する事務を担当する部局の名称および所在地ならびにこの入札に関する問い合わせ先
〒910-8580 福井市大手3丁目17番1号
福井県総務部財産活用課 財産グループ（福井県庁 6階）
電話 0776-20-0251
FAX 0776-20-0628
- (2) 入札説明書等の交付は上記の場所で行うほか、福井県ホームページで公開する。

4 入札参加申込みに関する事項

この入札に参加しようとする者は、一般競争入札参加申込書（以下「入札参加申込書」という。）に、入札説明書に記載した必要書類を添えて次のとおり提出しなければならない。

(1) 入札参加申込書等の提出期限

令和7年7月4日（金）17時00分まで

(2) 入札参加申込書等の提出方法

提出期限内に3(1)で示した提出先へ直接持参または郵送により提出すること。なお、郵送による場合には、令和7年7月4日（金）17時00分必着とすること。

5 入札および開札の日時および場所

(1) 日時

入札

物件1：令和7年7月8日（火）10時00分

物件2：令和7年7月8日（火）10時30分

開札

入札締め切り後、ただちに開札

(2) 場所

福井市大手3丁目17番1号

福井県庁6階 入札室

6 入札方法

(1) 入札書には、貸付期間の貸付料の総額を記載すること。

7 落札者の決定に関する事項

この入札に関する予定価格以上の価格であって最高の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

8 その他

(1) 入札保証金および契約保証金

福井県財務規則第152条、第153条、第154条、第171条、第172条および第173条の規定による。

(2) 入札の無効

福井県財務規則第151条の規定による。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) この公告に掲げるもののほか、この入札に関して必要な事項は、入札説明書による。

入 札 心 得 書

福 井 県

入札参加者の資格（福井県財務規則第 1 4 7 条）

（地方自治法第 2 3 8 条の 3 第 1 項）（地方自治法施行令第 1 6 7 条の 4）

- 1 次の各号の一に該当する者は、入札に参加することができません。
 - （1）一般競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者
 - （2）破産者で復権を得ない者
 - （3）福井県職員で当該貸付財産に関する事務に従事する者
 - （4）その他、資格誓約書を提出しない者
- 2 次の各号の一に該当すると認められる者は、その事実があった後 2 年間入札に参加することができません。また、その者を代理人、支配人、その他の使用人または入札代理人として使用することができません。
 - （1）契約の履行に当たり、故意に工事もしくは製造を粗雑にし、または物件の品質もしくは数量に関して不正の行為をした者
 - （2）競争入札またはせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者または公正な価格の成立を害し、もしくは不正な利益を得るために連合した者
 - （3）落札者が契約を締結することまたは契約者が契約を履行することを妨げた者
 - （4）工事もしくは製造その他についての請負契約または物件の買入れその他の契約を締結した場合において、県職員が契約の適正な履行を確保するためまたはその受ける給付の完了の確認（給付の完了前に代価の一部を支払う必要がある場合において行う工事もしくは製造の既済部分または物件の既納部分の確認を含む。）をするため必要な監督または検査を実施するに当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - （5）正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
 - （6）上記各号の一に該当する事実があった後 2 年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人、その他の使用人として使用した者

入札の方法（福井県財務規則第 1 5 0 条）

- 1 入札をしようとする者は、入札書に出納員等が交付する入札保証金の現金領収書または有価証券受領書および資格誓約書を添えて、指定の場所、日時までに提出しなければなりません。
- 2 入札者が代理人であるときは、入札前に必ず委任状を係員に提出すること。
代理人は二人以上の代理はできません。
- 3 共有名義で入札しようとする者は、入札書および資格誓約書に共有名義者全員の住所、氏名、（入札書には持分）を連記し、指定の場所、日時までに提出しなければなりません。
ただし、共有者の代表者しか入札することができないので、他の共有者の委任状を係員に提出すること。
- 4 入札には二人以上共同して参加することはできません。
- 5 提出済の入札書は、その事由の如何を問わず引換、変更、または取り消すことはできません。

入札金額の記入方法

金額の記入は算用数字を使用してください。

入札の無効（福井県財務規則第151条）

次の各号の一に該当する入札は無効とします。

- (1) 競争入札に参加する資格のない者または資格のなくなった者のした入札
- (2) 所定の入札保証金を納付していない者のした入札
- (3) 入札者またはその代理人がした二以上の入札
- (4) 二人以上の代理をした者のした入札
- (5) 入札者が連合した入札
- (6) 入札の際不正な行為をした者のした入札
- (7) 金額その他要点を確認することができない入札
- (8) 前各号に掲げるほかこの心得書、関係法令等（県規則を含む）入札条件に違反した入札

入札保証金（福井県財務規則第152条）

- 1 入札に参加しようとする者は、入札金額の100分の5以上の入札保証金を出納員等に納入しなければなりません。
- 2 入札保証金は、落札者を除き開札終了後還付します。落札者の入札保証金は、契約代金納付の際還付します。
ただし、落札者が契約を締結しないときは、その者の納付にかかる入札保証金は、県に帰属することになります。

入札保証金の代用（福井県財務規則第154条）

- 1 入札保証金は、次の各号に掲げる担保の提供をもって代えることができます。
 - (1) 国債、地方債
 - (2) 鉄道債券、首都高速道路債券、公営企業債券、道路債券、北海道東北開発債券、電源開発株式会社債、阪神高速道路債券
 - (3) 銀行、信託会社、保険会社、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、農林中央金庫、商工組合中央金庫ならびに信用協同組合、農業協同組合、水産協同組合、その他貯金の受入れを行う組合が振り出しまたは支払保証をした小切手
 - (4) 日本銀行担保、適格社債（公募社債）
- 2 前項の担保価値は、(1) および (2) については額面金額、(3) にはあつては小切手金額、(4) にはあつては市場価格の8割に相当する金額とします。
- 3 上記の担保のうち、(4) を提出する場合については、7月4日（金）17時00分までに、福井県総務部財産活用課 財産グループまで連絡をお願いします。
(連絡先電話番号 0776 (20) 0251 ダイヤルイン)

開札および再度入札（地方自治法施行令第167条の8）

- 1 開札は、入札者立会いのうえ入札終了後直ちに行います。
ただし、入札者またはその代理人が開札場所に立会わない場合は、当該入札事務に関係のない県職員を立会わせて行います。
- 2 開札の結果予定価格に達する入札のないときは、直ちに再度入札を行います。
ただし、再度入札をしてもなお予定価格に達しない場合は、貸付入札を止めることができますが、この場合異議を申立てることはできません。

落札者の決定（地方自治法施行令第167条の9）

入札は、県の予定価格以上の最高のものをもって落札者とします。ただし、落札者となる同価の入札者が二人以上あるときは、直ちにくじによって落札者を定めます。この場合において当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない県職員にくじを引かせるものとします。

契約締結の時期（福井県財務規則第170条）

- 1 落札者を決定したときは、その旨落札者に通知します。
- 2 落札者は前項の通知を受けた日から7日以内に契約を締結しなければなりません。
- 3 落札者は、前項の期間内に契約を締結しないときは、落札者としての権利を失います。

契約保証金（福井県財務規則第171条、172条）

- 1 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の契約保証金を出納員等に納入しなければなりません。
- 2 契約保証金は、契約期間終了後に還付します。
ただし、契約を締結しないときは、その者の納付にかかる契約保証金は、県に帰属することになります。
- 3 入札保証金を契約保証金に充当することができます。

その他

この入札心得書に記載のない事項については、入札執行者、関係法令、入札説明書および福井県財務規則等知事の定めるところによります。

(案)

県有財産(土地)貸付契約書

貸付人 福井県（以下「甲」という。）と借受人（以下「乙」という。）は、土地の賃貸借につき、次の条項により契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第1条 甲・乙両者は、信義を重んじ誠実にこの契約を履行しなければならない。

（貸付物件）

第2条 貸付物件は、次のとおりとする。

所 在	地 番	地目	面 積
福井市城東四丁目	〇〇〇〇	宅地	〇〇〇〇. 〇〇㎡

（使用目的）

第3条 乙は、貸付物件を資材置場や平面駐車場等、一時的に使用するものとし、この目的以外に使用してはならない。

（貸付期間）

第4条 貸付期間は、令和7年8月1日から令和8年3月31日までとする。

2 甲は、前項に規定する貸付期間の初日に、貸付物件を乙に引き渡すものとする。

（契約金額）

A 年度分一括納付の場合

第5条 契約金額（貸付料）は 金 円とする。

2 乙は、前項に定める貸付料を、甲の発行する納入通知書により、契約締結の日から30日以内に納入しなければならない。ただし、納入期限とする日が金融機関の休日にあたるときは、次の営業日を納入期限の日とする。

B 分割納付の場合

第5条 契約金額（貸付料）は 金 円とする。

2 乙は前項に定める貸付料を、月割り計算によって算定した額により甲に支払う。この場合において、月割り計算によって算定した額に1円未満の端数がある場合には、その端数金額は貸付期間の最終月の貸付料に算入する。

3 乙は、当月分の貸付料を前月末日までに甲の発行する納入通知書により、その指定する場所で支払わなければならない。ただし、納入期限とする日が金融機関の休日にあたるときは、次の営業日を納入期限の日とする。

（遅延利息）

第6条 乙は、前条に規定する納入期限までに貸付料を納入しないときは、当該納入期限の翌日から納入した日までの日数に応じ、当該未納入額について福井県財務規則（昭和39年規則第11号）第180条で定める割合で計算した金額を遅延利息として

甲に支払わなければならない。

(契約保証金)

第7条 乙は、甲に契約保証金として、金（契約金額の1割以上）円を納付するものとする。

2 甲は、貸付期間が満了したとき、または第15条の規定により契約を解除した場合においては、乙が本契約に定めるすべての義務を履行し、甲に損害がないときには、乙の請求により第1項に定める契約保証金を返還する。ただし、乙が甲に負担する債務が残存する場合にあっては、契約保証金を当該債務の額に充当した上で、その残余の額を還付する。

3 契約保証金は、第17条に規定する損害賠償の予定またはその一部と解釈しない。

4 返還する契約保証金には、利息を付さない。

(契約不適合責任)

第8条 乙は、この契約締結後、貸付物件が種類、品質または数量に関して契約の内容に適合しないものであることを発見しても、甲に対し、貸付物件の補修、代替物の引渡しまたは不足分の引渡しによる履行の追完の請求、代金の減額の請求、損害賠償および契約の解除をすることができないものとする。

(転貸の禁止等)

第9条 乙は、第3条に規定した使用目的の他に、貸付物件を第三者に転貸してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承認を受けた場合は、この限りでない。

2 乙は、この契約により生ずる権利を第三者に譲渡してはならない。

3 乙は、貸付物件を暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団、指定暴力団等、暴力団員（以下「暴力団等」という。）に転貸してはならない。

4 乙は、貸付物件を第三者に転貸する場合には、当該第三者に対し、貸付物件を暴力団等に利用させないようにしなければならない。

(営業権等)

第10条 貸付期間終了後、乙は貸付物件に関して営業権、地上権および賃借権その他の利用権を有さず、甲に対してこれらを主張できない。

(維持管理等)

第11条 乙は、貸付物件が甲の固有財産であることを常に考慮し、善良なる管理者の注意をもって管理しなければならない。

2 乙は、貸付物件の転借人、貸付物件の利用者、近隣住民その他の第三者との紛争が生じないよう留意するとともに、これらの者からの苦情、異議申立て等があった場合には、自らの責任で誠意を持って解決にあたり、甲に対し苦情、異議申立てその他の請求が及ばないようにするものとする。

3 貸付物件において発生する事故、トラブル等については乙が一切の責任を以て解決するものとする。

- 4 乙は、甲が貸付物件の維持管理上必要と認める指示をした場合は、これに従わなければならない。
- 5 貸付物件の維持管理に要する費用は、乙の負担とする。

(使用上の制限)

第12条 乙は、貸付物件において工作物を新設、開設、増設、もしくは移設し、または大修繕をしようとするなど、原状を変更しようとするときは、あらかじめ詳細な理由を付した書面を甲に提出し、その承認を受けなければならない。この場合において、当該変更に必要な費用は、乙の負担とする。

(看板の設置)

第13条 乙は貸付物件内に駐車場であることを明示する看板(1基)以外の広告物(のぼり旗等も含む)の設置を行うことはできない。また看板を設置する場合は、看板の位置、形状、大きさ、材料、色彩、意匠等が周囲の景観と調和するものとし、事前に甲の承認を受けなければならない。

(実地調査等)

第14条 甲は、貸付物件について、随時、実地を調査し、または所要の報告を乙に求めることができる。この場合において、乙は、その調査を拒み、妨げ、または報告を怠ってはならない。

(契約の解除)

第15条 甲または乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 乙がこの契約に定める義務に違反したとき。
- (2) 乙が第三者に著しく迷惑となる行為をしたとき。
- (3) 乙またはその役員等が、暴力団等であると認められるとき。
- (4) 暴力団等が乙の経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (5) 乙またはその役員等が、業務に関し、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的または第三者に損害を与える目的を持って、暴力団等を利用したと認められるとき。
- (6) 乙またはその役員等が、いかなる名義をもつてするかを問わず、暴力団等に対して金銭、物品その他財産上の不当な利益を供給し、または便宜を供与するなど、暴力団等の維持、運営に協力し、または関与していると認められるとき。
- (7) 乙はまたはその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるような関係を有していると認められるとき。
- (8) 乙または役員等が、相手方が暴力団等であることを知りながら、これを不当に利用しているとき。
- (9) 前各号に定めるもののほか、乙の責めに帰する事由により、甲が契約を継続しがたいと認めたとき。
- (10) 乙において、貸付物件が不要になったとき。

(11) 国または甲その他の地方公共団体において、貸付物件を公用または公共用に供する必要が生じたとき。

(12) 前号の規定によるもののほか、甲において貸付物件を必要とするとき。

- 2 前項第10号から第12号までの規定により契約を解除する場合には、契約を解除しようとする者は、契約を解除する日の1ヵ月前までに、書面により契約の相手方に対し通知するものとする。
- 3 甲は、第1項第1号から第10号までの規定による契約の解除により乙が損失を被った場合においては、その損失を補償しないものとする。

(違約金)

- 第16条 乙は、第15条第1項第1号から第9号の規定によりこの契約が解除されたときは、金(契約金額の1割)円を違約金として甲に支払わなければならない。
- 2 前項の違約金は、第17条に規定する損害賠償の予定またはその一部と解釈しない。

(損害賠償)

- 第17条 乙は、その責めに帰する事由により貸付物件の一部または全部を滅失し、または損傷したときは、その損害に相当する金額を損害賠償として甲に支払わなければならない。ただし、貸付物件を原状に復した場合は、この限りでない。
- 2 前項本文のほか、乙がこの契約に定める義務を履行しないために甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として甲に支払わなければならない。
 - 3 乙、貸付物件の転借人または貸付物件の利用者が、貸付物件の利用に当たり、故意または過失によって、甲または第三者に損害を与えた場合は、その賠償に関し乙が一切の責任を負うものとする。
 - 4 乙は、災害その他の甲の責めに帰することのできない事由により乙が被った損害について、甲に対し賠償の請求をしないものとする。

(貸付物件の返還)

- 第18条 貸付期間が終了したとき、またはこの契約が解除されたときは、乙は甲の指定する期日までに貸付物件を原状に復して甲に返還しなければならない。返還が実行されないときは、貸付物件上の残置物すべてを甲が撤去し、処分することができるものとする。その撤去処分に伴う費用は、甲がこれを乙に請求できるものとし、乙はこれを支払わなければならない。ただし、甲が原状回復の義務を免除した場合は、この限りでない。
- 2 乙は貸付物件の返還に際し、立ち退き料等その他の名目如何にかかわらず、甲に一切の費用を請求できない。

(既納貸付料の返還)

- 第19条 甲は、第15条第1項第10号から第12号の規定によりこの契約が解除された場合には、既納貸付料のうち、その契約解除の日の翌日からの未経過期間に係る貸付料を日割り計算により返還するものとする。ただし、返還する貸付料に利息は付さない。

2 甲は、第15条第1項第1号から第9号の規定によりこの契約を解除した場合には、乙の既納貸付料は返還しない。

(有益費等の請求権の放棄)

第20条 この契約が貸付期間の満了により終了した場合、または第15条第1項第1号から第10号までの規定により甲がこの契約を解除した場合において、乙は、貸付物件に投じた改良費等の有益費その他の費用があっても、これを甲に請求できない。

(疑義の決定)

第21条 この契約について疑義のある事項または、この契約に定めのない事項については、甲・乙協議の上、これを定めるものとする。

(契約の費用)

第22条 この契約の締結に関する費用は、乙の負担とする。

(管轄裁判所)

第23条 本契約に関する紛争については、甲の所在地の裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

上記契約の締結を証するため、この契約書を2通作成し、甲・乙両者の記名押印の上、各自1通を保有する。ただし、本書を電磁的記録で作成する場合は、甲乙が電子署名の上、各自その電磁的記録を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 貸付人 福井市大手3丁目17番1号
福井県知事 杉本 達治

乙 借受人

物件の詳細

物件 1

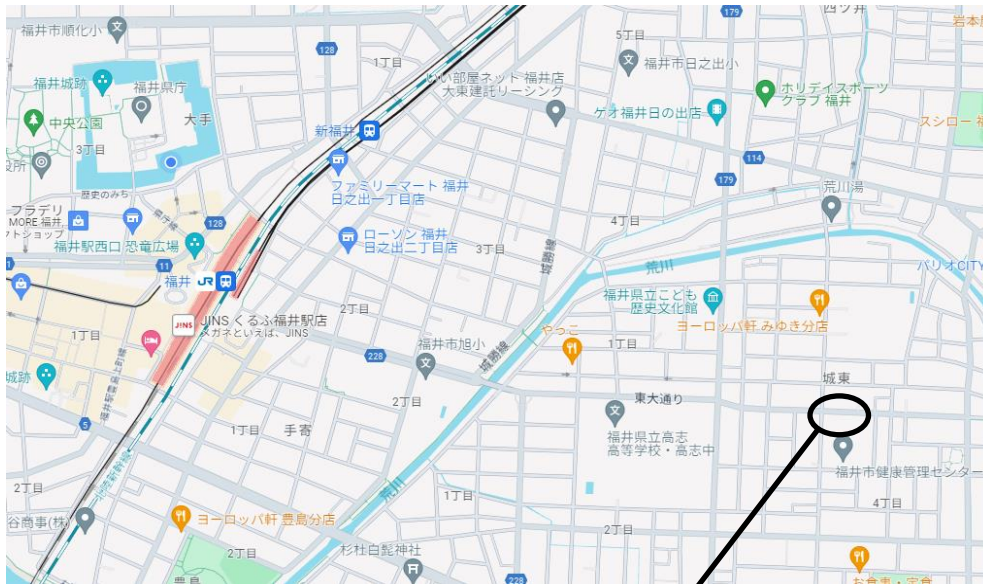
所在地	福井市城東四丁目 1 4 0 9 番
地目	宅地
面積	710.86 m ²
街路条件	北側の幅員約 10mの舗装市道が正面街路
間口・形状	間口（北側）約 14m、奥行約 45m、ほぼ長方形
最寄り駅	ハピラインふくい線「福井」駅から東方へ約 1.2 k mに位置
公共施設	福井市役所から東方へ約 1.9 k mに位置 日之出小学校から南東方へ約 930mに位置

物件 2

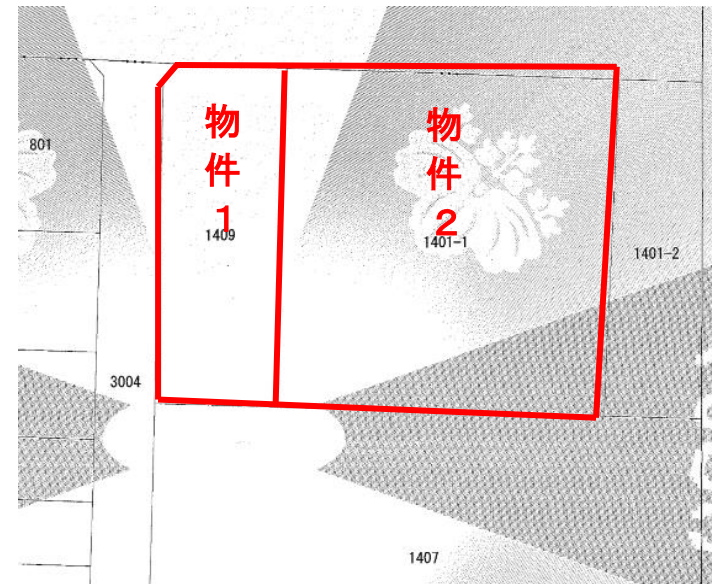
所在地	福井市城東四丁目 1 4 0 1 番 1
地目	宅地
面積	1,949.38 m ²
街路条件	北側の幅員約 10mの舗装市道が正面街路
間口・形状	間口（北側）約 43m、奥行約 45m、ほぼ正方形
最寄り駅	ハピラインふくい線「福井」駅から東方へ約 1.2 k mに位置
公共施設	福井市役所から東方へ約 1.9 k mに位置 日之出小学校から南東方へ約 930mに位置

物件案内図等

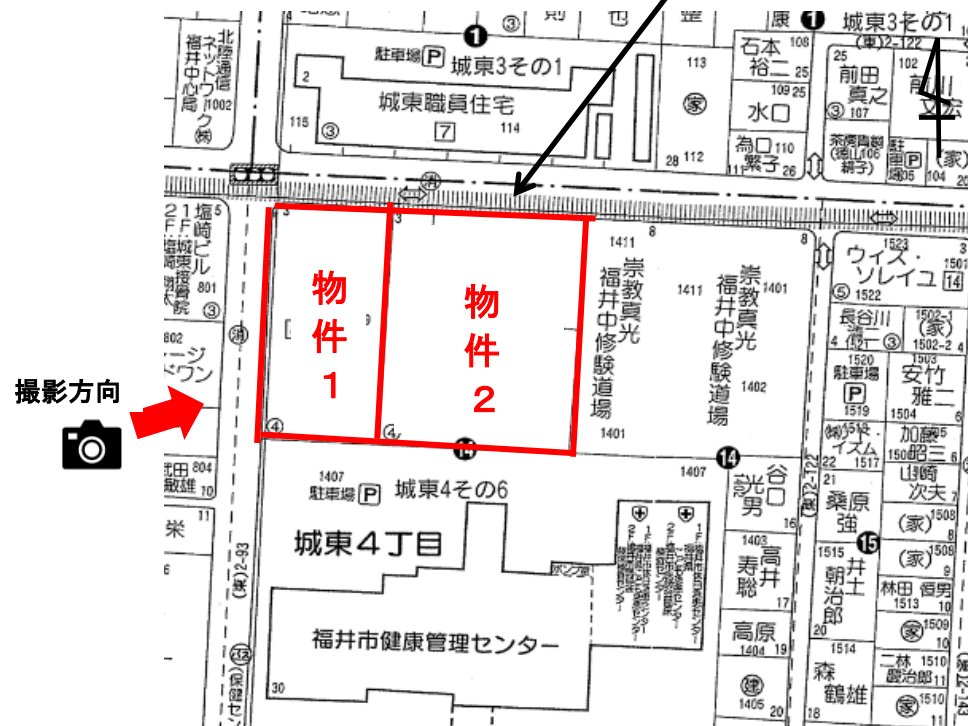
【広域図】



【公図】



【詳細図】



【写真】



【入札参加者のための様式集】

- ・ 入札参加申込書
- ・ 役員名簿
- ・ 資格誓約書
- ・ 入 札 書
- ・ 委 任 状
- ・ 各様式の記入例

一般競争入札参加申込書

令和7年6月26日付け公告のあった県有財産（土地）貸付にかかる一般競争入札に参加したいので、県有財産（土地）貸付一般競争入札公告、契約条項、入札実施要領、その他入札説明書記載事項等を承諾のうえ、下記のとおり申し込みます。

福井県知事 杉本 達治 様

記

[illegible]

- (1) 法人、団体の場合は、法人名、団体名とともに代表者名を同欄に記入し印鑑登録済みの印（会社印ではなく代表者印）を押印してください。
- (2) 提出期限、提出先は下記のとおりですので、期限厳守で提出してください。
（郵送の場合は必着。提出にかかる費用は提出者負担とします。）
- (3) 契約締結は入札者（入札参加申込者）名義で行います。

【提出期限】 令和7年7月4日（金） 17：00 【必着】

【提出場所】 福井県総務部 財産活用課 財産グループ
〒910-8580 福井市大手3丁目17番1号
TEL 0776-20-0251（直通）
FAX 0776-20-0628

役員名簿

商号・名称	
-------	--

(役員に関する事項) 法人登記簿謄本に記載の役員全員について、記載してください。

役職名	氏名 (フリガナ)	生年月日 (和暦)	住所 (住民票の住所)
		年 月 日	
		年 月 日	
		年 月 日	
		年 月 日	
		年 月 日	
		年 月 日	
		年 月 日	
		年 月 日	
		年 月 日	
		年 月 日	
		年 月 日	

資 格 誓 約 書

令和 年 月 日

福井県知事
杉本 達治 様

住 所

氏名または名称
および代表者名

私は、福井県が実施する令和 7 年 6 月 26 日付け公告の県有財産（土地）貸付に係る一般競争入札の参加に当たり、下記事項を誓約します。

なお、入札参加資格の確認をするため、福井県が福井県警察本部に照会することについて承諾します。

記

- 1 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）第 167 条の 4 第 1 項に規定する一般競争入札に参加させることができない者に該当しません。
- 2 政令第 167 条の 4 第 2 項の規定（同項各号のいずれかに該当した者であつて、その事実があった後 2 年を経過しない場合を含む。）に該当しません。
- 3 福井県のすべての県税ならびに消費税および地方消費税において未納のある者に該当しません。
- 4 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立てまたは破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定による破産開始手続の申立てが行われている者に該当しません。
- 5 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号から第 4 号までおよび第 6 号に規定する者ではありません。
また、これらの暴力団および暴力団員と、社会的に非難されるような関係はなく、暴力団および暴力団員等の依頼を受けて入札に参加しようとするものではありません。
- 6 「無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律」（平成 11 年法律第 147 号）第 5 条第 1 項に規定する観察処分の決定を受けた団体および当該団体の役員もしくは構成員ではありません。
- 7 入札に対し、入札物件については、入札説明書等の内容について全て承知の上、参加しますので、後日これらの事柄について、福井県に対し一切の異議および苦情を申し立てません。
- 8 その他、当該入札に関しては、関係法令、入札説明書および福井県財務規則等福井県知事の定める事項を順守します。

入 札 書

令和 年 月 日

福井県知事 様

入札者 住所または所在地
氏名または名称
および代表者名 印

代理人 住所
氏名 印

次のとおり福井県財務規則および県有財産（土地）貸付一般競争入札説明書、県有財産（土地）貸付一般競争入札公告、契約条項の記載事項を承諾の上、関係書類を添えて入札します。

記

1 入札物件 (土地)

入札物件	物件番号	所在地	地目	地 積 (㎡)
	1	福井市城東四丁目 1 4 0 9 番	宅地	7 1 0 . 8 6
	2	福井市城東四丁目 1 4 0 1 番 1	宅地	1 , 9 4 9 . 3 8

↑ 入札する物件（いずれか）に○をつけてください。

2 入札金額

		千万	百万	拾万	万	千	百	拾	壺	
入札金額 (総額)										円

※入札金額の記入は算用数字を使用し、頭に「¥」を記入すること。

※入札金額は貸付期間（令和7年8月1日から令和8年3月31日まで）の賃借料の総額を記入すること。

※代理人により入札する場合は、委任者の住所・氏名を入札者の住所氏名欄に記載し、代理人の住所氏名欄に記入押印すること。

※代理人により入札する場合は、委任状を別途提出すること。

委 任 状

福井県知事

杉本 達治 様

代理人 住所

氏名

印

私は、上記の者をもって代理人と定め、下記の権限を委任します。

記

令和7年6月26日付け県有財産（土地）貸付一般競争入札公告にかかる県有財産
の一般競争入札に参加することおよびこれに付随する一切の権限

令和 年 月 日

入札者 住所または所在地

氏名または名称

および代表者名

印

記入例

一般競争入札参加申込書

令和 7 年 6 月 2 6 日付け公告のあった県有財産（土地）貸付にかかる一般競争入札に参加したいので、県有財産（土地）貸付一般競争入札公告、契約条項、入札実施要領、その他入札説明書記載事項等を承諾のうえ、下記のとおり申し込みます。

福井県知事 杉本 達治 様

記

申込年月日	令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日				
入札参加希望物件 (希望物件に○を記入) ※2物件とも希望する場合、 両方に○を記入	希望 物件	物件 番号	所在地	地目	地積 (㎡)
	○	1	福井市城東四丁目 1409 番	宅地	710.86
		2	福井市城東四丁目 1401 番 1	宅地	1,949.38
フリガナ	ｶﾞﾝｼﾞｶﾞｲﾔ○○○○ ﾀﾞｲｼｮｳﾘｼﾔﾅｸﾞ ○○ ○○				
氏名または商号名称 および代表者職・氏名	株式会社 ○○○○○ 代表取締役 ○○ ○○ 印 (実印)				
住 所	〒○○○-○○○○ ○○県○○市○○1丁目○○				
連絡先	TEL : 0000-00-0000 FAX : 0000-00-△△△△ E-mail : ××××@××.ne.jp 担当者名 : ○○ ○○				

- (1) 法人、団体の場合は、法人名、団体名とともに代表者名を同欄に記入し印鑑登録済みの印（会社印ではなく代表者印）を押印してください。
- (2) 提出期限、提出先は下記のとおりですので、期限厳守で提出してください。
(郵送の場合は必着。提出にかかる費用は提出者負担とします。)
- (3) 契約締結は入札者（入札参加申込者）名義で行います。

【提出期限】 令和 7 年 7 月 4 日（金） 1 7 : 0 0 **【必着】**

【提出場所】 福井県総務部 財産活用課 財産グループ
〒910-8580 福井市大手 3 丁目 1 7 番 1 号
TEL 0776-20-0251（直通）
FAX 0776-20-0628

記入例

役員名簿

商号・名称	株式会社 ○○○○○
-------	------------

(役員に関する事項) 法人登記簿謄本に記載の役員全員について、記載してください。

役職名	氏名 (フリガナ)	生年月日 (和暦)	住所 (住民票の住所)
○○○	○○ ○○	昭和○○年 ○月 ○日	○○県○○市○○1丁目○○
○○○	○○ ○○	昭和○○年 ○月 ○日	○○県○○市○○1丁目○○
○○○	○○ ○○	昭和○○年 ○月 ○日	○○県○○市○○1丁目○○
○○○	○○ ○○	昭和○○年 ○月 ○日	○○県○○市○○1丁目○○
○○○	○○ ○○	昭和○○年 ○月 ○日	○○県○○市○○1丁目○○
○○○	○○ ○○	昭和○○年 ○月 ○日	○○県○○市○○1丁目○○
		年 月 日	
		年 月 日	
		年 月 日	
		年 月 日	
		年 月 日	
		年 月 日	

記入例

資 格 誓 約 書

令和〇年 〇月 〇日

福井県知事
杉本 達治 様

住 所 〇〇県〇〇市〇〇1丁目〇〇

※個人の場合は、氏名を
記入してください。

氏名または名称 株式会社〇〇〇〇
および代表者名 代表取締役 〇〇 〇〇 ※ 押印不要

昭和〇〇年 〇〇月 〇〇日生

私は、福井県が実施する令和7年6月26日付け公告の県有財産（土地）貸付に係る一般競争入札の参加に当たり、下記事項を誓約します。

なお、入札参加資格の確認をするため、福井県が福井県警察本部に照会することについて承諾します。

記

- 1 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項に規定する一般競争入札に参加させることができない者に該当しません。
- 2 政令第167条の4第2項の規定（同項各号のいずれかに該当した者であって、その事実があった後2年を経過しない場合を含む。）に該当しません。
- 3 福井県のすべての県税ならびに消費税および地方消費税において未納のある者に該当しません。
- 4 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てまたは破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産開始手続の申立てが行われている者に該当しません。
- 5 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」（平成3年法律第77号）第2条第2号から第4号までおよび第6号に規定する者ではありません。
また、これらの暴力団および暴力団員と、社会的に非難されるような関係はなく、暴力団および暴力団員等の依頼を受けて入札に参加しようとするものではありません。
- 6 「無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律」（平成11年法律第147号）第5条第1項に規定する観察処分の決定を受けた団体および当該団体の役員もしくは構成員ではありません。
- 7 入札に対し、入札物件については、入札説明書等の内容について全て承知の上、参加しますので、後日これらの事柄について、福井県に対し一切の異議および苦情を申し立てません。
- 8 その他、当該入札に関しては、関係法令、入札説明書および福井県財務規則等福井県知事の定める事項を順守します。

記載例：本人が入札に参加する場合

入札書

令和〇年〇月〇〇日

福井県知事 様

入札者 住所または所在地 〇〇県〇〇市〇〇1丁目〇〇
氏名または名称 株式会社〇〇〇〇
および代表者名 代表取締役 〇〇 〇〇 (実印)
代理人 住所 印
氏名

次のとおり福井県財務規則および県有財産（土地）貸付一般競争入札説明書、県有財産（土地）貸付一般競争入札公告、契約条項の記載事項を承諾の上、関係書類を添えて入札します。

記

1 入札物件 (土地)

入札物件	物件番号	所在地	地目	地 積 (㎡)
○	1	福井市城東四丁目 1 4 0 9 番	宅地	7 1 0 . 8 6
	2	福井市城東四丁目 1 4 0 1 番 1	宅地	1 , 9 4 9 . 3 8

↑ 入札する物件（いずれか）に○をつけてください。

2 入札金額

		千万	百万	拾万	万	千	百	拾	壺	
入札金額 (総額)	¥	△	△	△	△	△	△	△	△	円

※入札金額の記入は算用数字を使用し、頭に「¥」を記入すること。

※入札金額は貸付期間（令和7年8月1日から令和8年3月31日まで）の賃借料の総額を記入すること。

※代理人により入札する場合は、委任者の住所・氏名を入札者の住所氏名欄に記載し、代理人の住所氏名欄に記入押印すること。

※代理人により入札する場合は、委任状を別途提出すること。

記載例：代理人が入札に参加する場合

入 札 書

令和〇年〇月〇〇日

福井県知事 様

入札者 住所または所在地 〇〇県〇〇市〇〇1丁目〇〇
氏名または名称 株式会社〇〇〇〇
および代表者名 代表取締役 〇〇 〇〇

代理人 住所 〇〇県△△市△2丁目△△
氏名 △△ △△ (印)

(委任状に押印した印)

次のとおり福井県財務規則および県有財産（土地）貸付一般競争入札説明書、県有財産（土地）貸付一般競争入札公告、契約条項の記載事項を承諾の上、関係書類を添えて入札します。

記

1 入札物件 (土地)

入札物件	物件番号	所在地	地目	地 積 (㎡)
○	1	福井市城東四丁目1409番	宅地	710.86
	2	福井市城東四丁目1401番1	宅地	1,949.38

↑ 入札する物件（いずれか）に○をつけてください。

2 入札金額

		千万	百万	拾万	万	千	百	拾	壺	
入札金額 (総額)	¥	△	△	△	△	△	△	△	△	円

※入札金額の記入は算用数字を使用し、頭に「¥」を記入すること。

※入札金額は貸付期間（令和7年8月1日から令和8年3月31日まで）の賃借料の総額を記入すること。

※代理人により入札する場合は、委任者の住所・氏名を入札者の住所氏名欄に記載し、代理人の住所氏名欄に記入押印すること。

※代理人により入札する場合は、委任状を別途提出すること。

記入例

委 任 状

福井県知事

杉本 達治 様

※別途提示していただく本人確認書類で
確認できる住所を記載すること。

代理人 住所 △△県△△市△△2丁目△△
氏名 △△ △△ (印)

(認印でも可)

私は、上記の者をもって代理人と定め、下記の権限を委任します。

記

令和7年6月26日付け県有財産（土地）貸付一般競争入札公告にかかる県有財産
の一般競争入札に参加することおよびこれに付随する一切の権限

令和○年 ○月○○日

入札者 住所または所在地 ○○県○○市○○1丁目○○
氏名または名称 株式会社○○○○
および代表者名 代表取締役 ○○ ○○ (印)

(実印)

※法人の場合で、代表者以外が入札に
参加する場合は、入札者の欄に法人
名、代表者名を記載し、代表者印（実
印）を押印のうえ、代理人欄に入札参
加者氏名を記載すること。
(社員が代理で入札に参加する場合
でも委任状が必要です。)